

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律及び  
施行規則の関連規定、基本方針抜粋

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（抜粋）※全面施行後  
（平成十六年法律第七十八号）

（輸入品等の検査等）

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（当該輸入品につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下この条において「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地又は施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条及び次章において同じ。）に立ち入り、当該輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等は無償で集取させることができる。

3 第一項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。

（委任規定）

第二十四条の三 前条第二項及び第三項の規定による命令の手續及び基準は、主務省令で定める。

2 主務大臣は、前条第三項の規定による命令の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（要緊急対処特定外来生物に対する検査等）

第二十四条の五 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が物品若しくはその容器包装（以下この章において「物品等」という。）又は土地若しくは施設に存在し、付着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるときは、その確認のために必要と認められる限度において、その職員に、当該土地又は当該施設に立ち入り、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該物品等は無償で集取させることができる。

3 第一項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、物品等、土地又は施設に要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該物品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。

4 第二十四条の二第四項の規定は第一項の規定による権限について、第二十四条の三第一項及び前条の規定は前二項の規定による命令について、第二十四条の三第二項の規定は前項の規定による命令の基準について準用する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（抜粋）

※現在パブリックコメント中の改正案による改正後の条文（案）を記載。令和5年4月1日施行を予定。

（平成十七年五月二十五日）

（消毒又は廃棄後の通知）

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第三項の規定により、輸入品等、土地若しくは施設を消毒したため当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を著しく毀損したとき又は輸入品等若しくは施設を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があったときは、様式第七による証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄について準用する。この場合において、前項中「輸入品等」とあるのは、「物品等」と読み替えるものとする。

（消毒又は廃棄命令書）

第二十九条の四 主務大臣は、法第二十四条の二第三項又は法第二十四条の五第三項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があったときは、様式第九による消毒又は廃棄命令書を交付しなければならない。

（消毒又は廃棄の基準）

第二十九条の六 法第二十四条の二第三項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、存在、付着又は混入が確認された輸入品等、土地又は施設の種類に応じ、可能な限り速やかに、かつ、効果的に当該特定外来生物又は未判定外来生物を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

2 前項の規定は、法第二十四条の五第三項の規定による消毒又は廃棄の基準について準用する。この場合において、前項中「特定外来生物又は未判定外来生物」とあるのは「要緊急対処特定外来生物」と、「輸入品等」とあるのは「物品等」と読み替えるものとする。

## 特定外来生物被害防止基本方針（抜粋）

### 第1～第4（略）

### 第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

#### 1～2（略）

#### 3 特定外来生物等が付着等をしている輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品等若しくは当該施設の廃棄に係る事項

##### （1）消毒又は廃棄の基本的な考え方

本法第24条の2第1項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、特定外来生物等の付着等が確認された輸入品等について、基本的に当該輸入品等の所有者又は管理者が輸入を希望する場合には消毒を命じ、十分に取り除かれた上で通関させる。なお、これに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査は、有識者によって検査対象の生物の同定が実施されている等により本法第24条の2第1項の検査と同等の精度で行われることが確認できるものとする。薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着等をしている場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。

また、輸入品等が付着等をした特定外来生物等が当該輸入品等の所在する土地又は施設に拡散して付着等をしている場合には、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は施設の所有者又は管理者に対し、消毒を命ずる。移動施設であって、薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着等をしている場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でなく、かつ、その他の自主的な措置により特定外来生物等による被害を防止することが困難であり、当該施設の廃棄が特定外来生物等による被害を防止するための効率的かつ効果的な防除手段である場合には、当該施設の廃棄を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合、自主的に廃棄される場合等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

##### （2）命令の方法及び基準

消毒及び廃棄の命令の方法及び基準を定める際には、原則として次の考え方による。

ア 可能な限り速やかに行うことができ、確実な取り除きができる方法とすること。

イ 消毒の基準については、特定外来生物等の種類ごとに有効な手法を検討し、取り除きが十分に行えるものとする。

ウ 消毒の基準については、「食品衛生法」（昭和22年法律第233号）、「農薬取締法」（昭和23年法律第82号）等の関連法令の基準等を勘案すること。

##### （3）命令の手順及び基準の設定に係る意見の聴取

ア 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

- ① 生態学、生物学等の生物に関し専門性を有する学識経験者のほか、農薬学、検疫等に関し専門性を有する学識経験者の意見を聴く。
- ② 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング、委員会形式での学識経験者間の意見交換等、対象とする特定外来生物等及び消毒の手法に柔軟に対応できる形式を検討する。
- ③ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収集するとともに、輸入業者等の関係者の意見を聴取することを検討する。
- ④ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

## 第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

### 1 (略)

### 2 要緊急対処特定外来生物が存在し、又は付着等をしている蓋然性が高い物品等の検査等に係る基本的な事項

要緊急対処特定外来生物の非意図的な拡散を防ぐために、物品若しくはその容器包装（以下「物品等」という。）若しくは土地若しくは施設の検査、関係者への質問又は必要な最小量の物品の集取（以下この2において「検査等」という。）を行うとともに、要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物の付着等が確認された場合には、確実に導入を防ぐために、当該生物の拡散等による生態系等に係る被害の発生の防止のために必要な限度において、当該物品等若しくは当該施設（移動施設に限る。）の移動の制限又は禁止を命ずるとともに、当該検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、当該生物が要緊急対処特定外来生物であることが確認された場合には、当該物品等若しくは当該土地若しくは施設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄を命ずる。

なお、物品等の流通に当たっては即時の対応が求められることが多く、また、要緊急対処特定外来生物の逸出を防止する観点からも、検査等、移動の制限及び禁止の命令並びに消毒及び廃棄の命令の手続については速やかに行うように努める。

### (1) ~ (2) (略)

### (3) 要緊急対処特定外来生物が存在し、若しくは付着等をしている物品等、土地若しくは施設の消毒又は当該物品等若しくは当該施設の廃棄に係る事項

要緊急対処特定外来生物が存在し、若しくは付着等をしている物品等、土地若しくは施設の消毒又は当該物品等若しくは当該施設の廃棄については、本基本方針の第5の3に準じて実施する。